

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年7月8日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0708第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、令和3年7月8日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

「検査実施料」の留意事項改正

● 検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D008 内分泌学的検査					
31	インターロイキン-6 (IL-6)	CLIA法	170	生化学Ⅱ 144	*

[注] 下線部が追加変更されました。

*：全身性炎症反応症候群の患者（疑われる患者を含む。）の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6 (IL-6) を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン (PTH) の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

